

北見地区バスケットボール協会規約

(名 称)

第1条 本協会は、北見地区バスケットボール協会 (Kitami BasketBall Association) 略称、「K B A」と称する。

(組織及び目的)

第2条 本協会は、北見地区のバスケットボール競技の総括団体として、オホーツク地域を代表するとともに、公益財団法人日本バスケットボール協会及び一般財団法人北海道バスケットボール協会の組織下に加わり、バスケット競技界相互の普及と振興を図り、これにより北見地区住民の心身の健全な発展に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 本協会単独競技会及び全道大会の地区予選会の主催
2. 当地区で開催される全道大会及び道予選会の主管
3. その他バスケットボール団体等が主催する競技会の後援
4. 競技に関する技術・理論の研究及びその普及並びに指導
5. 競技規則の理解及び周知
6. 審判員の養成及び派遣
7. その他協会の目的を達成するために必要な事業

(規程の遵守)

第4条 各チームは、別に定める諸規程を守らなければならない。

(役 員)

第5条 本協会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	顧問	若干名	参与	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名	監事	2名	委員	若干名

(名誉会長・会長・副会長)

第6条 会長、副会長は理事の推薦により選任する。会長は協会の事務を統括し、理事総会の議長を務める。副会長は、会長に事故あるときはその職務を代理する。

2. 本協会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は理事の推薦により会長が委嘱する。

(顧問)

第7条 顧問は、理事の推薦により会長が委嘱する。

2. 本協会に名誉顧問を置くことができる。名誉顧問は理事の推薦により会長が委嘱する。

(理事長)

第8条 理事長は、理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。理事長は協会の一般事務を行う責任を負う。

(副理事長)

第9条 副理事長は、理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。副理事長は理事長を補佐する。

(理事)

第10条 理事は、前年度登録されたチームのうち、シニア連、クラブ連、学連（大学）、高体連（高校）、ジュニア連（中学校）、ミニ連（小学校）より各1名、北見、斜網、遠紋、滝上の4地区の協会、連盟より1名を選出し、会長がこれを委嘱する。但し、理事総会で必要と認めた場合は、会長は上記以外に理事を委嘱することができる。

(監事)

第11条 監事は、理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。監事は必要に応じて会計を監査することができる。

(委員)

第12条 委員は、会長が委嘱する。委員は委員会に属し、その業務を行う。委員会に関する規程は別に定める。

(任期)

第13条 各委員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。役員が欠けたときは、原則としてその補充をする。補充された役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(審議の議決)

第14条 次の事項は、理事総会の審議によらなければならない。

1. 事業計画
2. 予算及び決算
3. 規約の改正
4. その他の重要な事柄

(理事総会の召集)

第15条 理事総会は、会長が召集し、原則として毎年4月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に召集することができる。

(理事総会の成立)

第16条 理事総会は、理事の3分の1以上出席すれば成立する。決議は、出席理事の多数決によるものとし、賛否同数の時は、議長が決定する。但し、規約を改正する場合は、出席理事の過半数以上の賛成がなければならない。また、理事が所用のため出席できない場合、委任状を提出すれば出席したものとみなす。

(理事総会の構成)

第17条 理事総会は、第5条の役員をもって構成する。

(経費)

第18条 本協会の経費は、負担金、事業収入、登録料、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(登録料及び負担金等)

第19条 各チーム等は、理事総会が決めた登録料及び負担金等を納めなければならない。

(会計年度)

第20条 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第21条 本協会の予算、決算及び事業計画、事業報告は会計年度毎に事務局長が作成し、理事総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第22条 本協会の事務局は、北見市に置く。

(細則)

第23条 本規約を実行するために必要な規程は、理事総会において別に定める。

(規約外の事項)

第24条 本規約に規定されていない事項は、会長の指示に従う。

附 則

本規約は、昭和 37 年 7 月 1 日より適用する。

附 則

本規約は、平成 13 年 4 月 28 日より適用する。

附 則

本規約は、平成 29 年 4 月 16 日より適用する。